

①第6次UJIあさぎりプラン計画全般について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
1	全体的に専門用語がわかりにくいため、解説をページのどこかに入れるか、最後に用語集などを入れるとわかりやすくなると思う。	専門用語などを解説するため、最終案には脚注を追加いたしました。	有
2	言葉の認知度をあげることを目的とするならば、計画内に記載されている用語については、解説が必要ではないか。	専門用語などを解説するため、最終案には脚注を追加いたしました。	有
3	全体で啓発に取り組むと多々あるが、SNSの活用やこれまで届いていない層への取り組みをもっと盛り込むべきだと感じた。	これまで男女共同参画に興味を持たれていない方への周知など、より一層の啓発に努めてまいります。	
4	字句について。例えば、同時期にパブリックコメントを行っている第3次宇治市図書館事業計画では「位置付け」となっているが、統一しなくてもよいのか。	いただいたご意見を参考に、他計画との文言の整合性を図ります。	
5	P2第1章「計画策定の趣旨」 宇治市男女共同参画計画とは、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるためのものと「計画の策定にあたって」を読んで思ったのだが、これを「男女」とコンビで考えるのと、男・女を1人の人間として考えるのとは、違った意見が出てくるのかもしれない。男性に比べて女性は差別されているのでは、という考えよりも、女性も男性も人間として考え、その中でまだ差別が残っているのではないかという考えが男女差別をしていない考え方なのではないかと思う。	男女共同参画社会とは性別にかかわらず誰もが、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会であり、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や固定的性別役割分担意識の解消に取り組むこととし、男女が共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしてまいります。	
6	社会全般が女性の賃金を低くしていても許されるからだ。彼女たちに聞くと、同一労働同一賃金ではないみたいだし、多くの女性は夫の稼いでくる家計費の足しにと思っている人が多く、自分の賃金で家計を支えている人は少ない。こう考えてくると男女のコンビで男女共同参画を考えるのではなく、個人の人間として「男性・女性が生き生きと暮らすことができるまちづくり」ということでUJIあさぎりプランを考えてほしいと思う。政府はある時、「男女平等」のことを「男女共同参画」と名付けたのだから。	同上	
7	P3第1章「2計画の位置づけ」 第5次UJIあさぎりプラン計画期間中に、新たに法定化された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する宇治市基本計画」を第6次UJIあさぎりプランの基本方向4に位置づけることを解りやすく明記するため、以下のとおり修正すべき。 「本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「宇治市DV対策基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「宇治市女性活躍推進計画」を包含するとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する宇治市基本計画」を新たに位置づけます。」	いただいたご意見を踏まえ、記載を修正いたしました。	有

②重点課題について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
8	P21第2章「2 第6次UJIあさぎりプランにおいて取り組む重点課題」 近年、ハラスメントに対する取り組みが図られていることと来年10月からカスタマーハラスメント対策が全ての企業や自治体に義務づけられることを明確にするため「ハラスメント」に関する事項を追記する。	第6次UJIあさぎりプランにはハラスメントに関する具体的施策があることから、カスタマーハラスメント対策を含めたハラスメント防止のための意識啓発に努めてまいります。	

③基本方向1「多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透」について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
9	P30第2章「基本方向1 計画課題（1） 推進施策⑦」 市民企画事業奨励事業としての公開講座に参加し、とてもいい学びになった。会場にはまだ参加の余裕があったので、もっと多くの人に開催を知らせる工夫がされればと思った。	これまでのチラシ配布のほか、SNSを用いることで、幅広い層の方に参加してもらえるよう周知に努めてまいります。	
10	P26第2章「基本方向1 推進施策③」 26ページの具体的施策の6番、インターネットやSNSを活用することは結構だが、小・中学生がそれに触れることのリスクも考えて、政策を進めてほしい。	メディア・リテラシー向上のための施策を進めていく上で、インターネットやSNSのリスクを踏まえた啓発を実施してまいります。	
11	「選択制夫婦別姓」の実現について。こういう計画を立てる時には、現行の法律内などの制約もあるだろうが、ジェンダーの問題として必ず出てくる課題である。現政権は旧姓使用を法制化しようとしているニュースも流れているが、選べるなら何の支障も無く実施出来ることなのに、日本ではなかなか実現しない。今までに講座などで学ぶ機会は、あったが、もっと市民が考える場があってもいいのにと感じる。	選択的夫婦別姓制度については、国において丁寧な議論がされるものと考えており、本市としましては、今後も国の動向を注視しつつ、引き続き男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透に向けて、講座や啓発の実施に努めてまいります。	
12	現在でも男性優位の法律がそのまま残っているのが不思議だが、いろんな場で声を上げていけたらと思うし考える場が欲しい。	男女共同参画に関する講座や学習の場において、啓発だけでなく、意見交換が活発に行えるような講座の実施に努めてまいります。	
13	P27第2章「計画課題（2）」 アンコンシャス・バイアスについて。これも日本ではまだまだ根強く残っている感覚で、これを無くしていくには家庭・地域の役割は大きい、計画課題（2）で上げられているように教育の力も大きい。日本では「包括的性教育」が遅れていることがよく言われている。子どもたちに正しい知識を伝えることに力を入れたいものである。	アンコンシャス・バイアスの解消にむけて、幼少期からの教育・学習の推進に努めてまいります。	
14	P26第2章「基本方向1 計画課題（1） 推進施策①」 基本方向1で「男らしさ・女らしさ」で、世代間での認識の違いについて触れられている。やはり高齢者になるほど、「男はこうあるべき・女はこうあるべき」と思うてしまうことは、自分が日常生活を送る上で感じている。 具体的施策1番の各世代に応じた意識啓発とされているが、各世代とは何か、幼少期のことが計画課題（2）にあるので、それ以降の世代のことを想定されていると思うが、もう少し具体的にどの世代がターゲットとなるのか、書いたほうが良いと思う。	固定的性別イメージの解消については、各世代に応じた啓発を行うこととしていることから、いただいたご意見を踏まえ、具体的な年齢層を具体的施策1に追記いたしました。	有
15	P29第2章「基本方向1 計画課題（3）」 同じ基本方向1の計画課題（3）の認知度では、15・16の計画や条例の認知度が低くなっている。他の項目は、宇治市だけの問題ではないが、15・16の認知度は市としての取り組みが必ず必要ではないか。推進施策6番の男女共同参画に関する講座の中で、そのあたりの取り組みがされるのか、ここではわからない。	言葉の認知度については、引き続き男女共同参画課が実施する講座などで周知・啓発を図ってまいります。	
16	男女共同参画の講座や啓発、センターで実施したり、他の部署も市の施設で実施されていると思う。会場費用などと考えると難しいかもしれないが、もっと様々な場所で実施できたら、啓発が進むのではないかな。普段から興味がない人へのアプローチがないと、啓発は進みにくいと思う。	男女共同参画に興味をお持ちでなかった方にも参加いただけるようなテーマを選定するなど工夫しながら講座等を実施してまいります。	

④基本方向2「あらゆる分野における女性の活躍の推進」について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
17	P33第2章「基本方向2 計画課題（5） 推進施策⑪」 P33の政策・方針決定過程への女性の参画拡大への意見 P52の女性委員の目標値40%とあわせて、難しい問題だと思う。最終目標は50%で男性も女性も均等となることだと考えるが、組織の中で「男性10人・女性0人」、「男性2人・女性8人」であっても目標の40%が達成されてしまう。設定が難しいと思うが、単に数値目標を目指すだけでなく中身を伴った施策となるようにしてほしい。	政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、数値の目標達成だけでなく、慣習や前例によって性別が偏ることがないように、担当課や関係団体への周知・啓発に取り組むため、その重要性について追記いたしました。	有
18	P34第2章「基本方向2 計画課題（6）」 P34の女性のチャレンジ支援への意見 相談だけでなく、マルシェなどいい事業だと思う。女性の起業支援など、私が現役の時にはほとんどなかった。ホームページでマルシェのチラシなどJR駅前で無料である好条件からこそ、本当に起業を目指すなら商店街や地元企業へのアプローチなど、ステップアップの取組が必要だと感じた。	参加される出店者の更なるステップアップのため、出店者からのフィードバックや、より起業につながるような講座など実施してまいります。具体的施策31についても、ステップアップの取組について追記いたしました。	有
19	P34第2章「基本方向2 計画課題（6）」 計画課題（6）の女性チャレンジ支援について。駅前でマルシェを実施しているとあり、駅前のマルシェは何度か見たことがある。海外からの観光客もたくさん訪れ、とても賑わっているように見えた。海外の方は、観光で宇治に来て、ついでに寄ってくれるのでいいと思うが、市民やこれから起業をしたいと思っている人にとっては、どのような方が出店しているのか、どうしたら出店できるのか、わかりづらいと感じた。ネットワークづくりの支援とあるが、あくまで市は起業の支援ではなく、出店者のネットワークづくりの支援がメインなのか。自分が起業しようとした時に、どこまでのサポート・支援が受けられるのか、わかるようにすると安心して参加したいと思えるひとが増えると思う。	推進施策⑮には「出店者同士のネットワークづくり」とありますが、計画課題（6）には起業支援も記載しております。起業から開業まで女性の活躍拡大のため、また、より多くの女性に参加いただくため、わかりやすい広報に努め事業を実施してまいります。また、具体的施策31についても、起業やネットワークづくりなどの取組について、わかりやすい記載に修正いたしました。	有
20	私が男女共同参画社会に期待したいのは、経済生活での女性の扱いだ。シェルターに来る人は独身にかえるかひとり親家庭になってくる。そういう時の生活の糧は、その時までには貯金をしていけばよいが、（最近では自分の貯金通帳をもっている人がおおくなくなったが）大抵の人は夫の稼いだ金で生活しているので財布は裕福ではない。しかし、結婚するまで働いていた人が99%なので、働くことに違和感はなく、また、現在働いている人や子育ての有給期間の人が多い。が、その働く環境は、夫と二人家計のやりくりをしていた時と違い大きく下がる。それは、彼女のせいではなく社会が彼女の労働を低く値踏みしているからだ。	男女の賃金格差を解消し、本人が希望するかたちで仕事に復帰ができるよう、就労支援や両立支援の啓発に取り組んでまいります。	
21	女性のための起業支援、とてもいい取り組みだと思うが、市では他にも起業支援を実施されており、事業の重複などはないのか。	産業振興課が実施している起業支援などは、目的や対象者が異なっており、事業の重複ではなく、当課の起業支援と連携し相互に補完する位置づけで双方の事業を実施しております。	

④基本方向2「あらゆる分野における女性の活躍の推進」について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
22	P34第2章「基本方向2 計画課題（6）」 マルシェが実践の場とあるが、実践とは開業のことを指すのか。	実践とは、開業のみをさすのではなく、開業前に経験を積むなど、開業を含めた自己実現に向け、女性が幅広く活動することを目的とし、ここからチャレンジマルシェを実施しております。	

⑤基本方向3「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
23	P36第2章「基本方向3 計画課題（7）」 基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現について 36ページ掲載の市民意識実態調査から、現実はそうっていないけれど、「仕事優先」を希望するひとは僅かで、「家庭優先」や「両立」を願っているのが大多数である。宇治市は「仕事と生活の調和」のため、事業所に対してその意義や重要性に関する啓発・情報提供を進めてほしい。	両立支援の実現には事業所への啓発・情報提供が重要と考えており、今後も意識啓発等に努めてまいります。	
24	○男性の家庭参画について 計画案にも記載があるので、ぜひ積極的に推し進めてもらいたいと思う。 実施の際には、経済的なメリットを打ち出すなど、男性の家庭参画について、男性自身の内的動機を促すような手法を検討してほしい。	男性の男女共同参画推進に向けて、男女がともに、それぞれの希望に沿いながら、仕事と家庭生活を両立できるよう、男性の家事・育児への意識を高めるような実践的な講座の実施に努めてまいります。	
25	○ワークライフバランスの推進について 同様に記載があるので、ぜひ積極的に推進してもらいたいと思う。 特に中小企業の経営者が、ワークライフバランスの価値に気付き、実践できるような仕組みづくりを進めてほしい。 単発のセミナーではなく、継続的に関わるコンサルを導入するなど、実効性のある取り組みを検討してほしい。	ワーク・ライフ・バランスの実現には、事業所の取り組みが不可欠です。事業所に向けて女性問題アドバイザーの派遣など、意識啓発などに努めてまいります。	
26	男性の家庭参画については、男性や社会の性別役割分担意識の更なる解消と合わせて、中小企業におけるワークライフバランスの推進がセットだと思う。何卒、実効性のある取り組みをご検討をお願いします。	ワーク・ライフ・バランスの実現には、事業所の取り組みが不可欠です。女性問題アドバイザーの派遣など、事業所に向けた意識啓発などに努めてまいります。	
27	32ページのグラフで、男性が優遇されているところがまだあることが判明したならば、積極的に事業所へ啓発する必要があるが、男女共同参画課だけでなく、市の他部署や府、国と連携をもっと強調すべきと感じた。	職業生活の場において、性別によって違いが生じないよう、当市の他部署だけでなく、関係機関と連携し、事業所への啓発に努めてまいります。	
28	結婚、出産を経験し、男性の育児参加の重要性を身をもって感じた。自分の父と比べると、夫は協力的だが、育児休業を取るに至っていない。勤務先からも育児休業を薦められたようだが、仕事のことを考えると取れなかったようだ。 育児休業取得率も目標のひとつだが、育休を取りやすい環境として、初案に記載されている企業や会社に対して啓発だけでなく、金銭的な補助などが必要ではないか。	補助金交付など金銭的な支援については、国・府の給付金制度の周知など、引き続き、事業所に対して、育児休業取得促進に向けた啓発を実施してまいります。	

⑤基本方向3「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
29	家庭を持つ時、一人一人が家計も家事も一人で賄ってその上で、二人で暮らす方が幸せ感を味わえるから二人で暮らす方法をとるのが「結婚」ではないのか。そういう時男女が平等に家事を分担することだけが家庭の中での「男女共同参画」ではないと思う。「家庭」という最小の共同体の中で個人が生活できるのが家庭ではないか。その中では、家事も家計も各々が分担できる生活がほしい。家庭の中で役割分担をし、家計は男性、家事は女性というのではなく。その中で大部分の夫婦に子どもができる。その時、出産は女性。これは生理学上の問題なので仕方がないが、経験者として社会が応援してくれたら乗り切れるように思う。育児については、まだ子どもができていないうちに家事を平等にこなしていたら男性でもちゃんと子育てができると思う。こういう経験を教育期間の間に習得すればいいことだ。	「夫は働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別分担意識の解消は、幼少期から長年にわたり形成されることから、幼少期から多様な選択を可能とする教育の推進を含め、男女共同参画意識の啓発に努めてまいります。	
30	ワークライフバランスは、いま国の政治でも話題になっているが、必ず、仕事と家庭を両立すべきなのか。仕事に打ち込みたい人は打ち込みたいだけ打ち込めばいいのでは、と考える。もちろん両立できることを否定するわけではない。女性の起業支援でもあるが、女性も仕事を優先したい人はいると思う。やりたいようにやれる社会が1番の理想だろう。	ワークライフバランスの実現については、「仕事」・「家庭生活」・「個人の生活」のどれかを問わず、一人ひとりが希望した生活が送れるよう、男女共同参画の推進に取り組んでまいります。	

⑥基本方向4「安全・安心な暮らしの実現」について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
31	P45第2章「基本方向4 計画課題（12）」 基本方向4 安全・安心な暮らしの実現について 計画課題（12）で「生涯を通じた性差を考慮した健康支援」とあるが、推進施策⑳では、子どもの発達段階に応じた性教育を充実させプレコンセプションケアの推進に努めると記されている。それならば、女子児童・生徒の為に各トイレに生理用品を常備してほしいと思う。	プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、将来設計やライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うことであり、ご意見に関しましては、今後も様々な手法を研究してまいりたいと考えております。	
32	P42第2章「基本方向4 計画課題（10）推進施策㉔」 これも法律とも関連する問題だと思うが、新聞を賑わす性売買の問題で日本の「売春防止法」での対応は不十分であり、「買春防止法」が必要だと思う。	性別にかかわらず性被害の加害者、被害者、傍観者とならないよう、予防啓発の強化を図ります。より一層の被害予防のため、具体的施策59に關係機関との連携について、文言を追記いたしました。	有
33	P42第2章「基本方向4 計画課題（10）推進施策㉔」 女性が被害を受けやすいDVなどが起こりにくい社会の実現にも期待したい。	同上	有
34	P44第2章「基本方向4 計画課題（11）推進施策㉕」 P44の推進施策㉕にある男性相談への意見 現在の計画では、別の方向に規定されていたとホームページで読んだが、男性も困難に直面しているの で、ここにあるほうがいいと思う。 ただ、実施されている事業は電話相談のみで、女性相談ほど手厚くないのが現状ではないだろうか。 窓口の認知度もまだまだ低い中、新たな事業を展開するのは大変かと思うが、啓発だけでなく、支援の 手立てを考えるべきと思う。	男性への支援については、実施中の「男性のための電話相談」の周知を図るほか、関係機関と連携し、支援の強化を図ります。	
35	P42第2章「基本方向4 計画課題（10）」 41ページのグラフで、暴力などを受けても「誰にも相談しない」と回答した人が、38.9%もいることに驚いた。まず、些細なことでも相談できる環境作りが大切だとあらためて思ったので、積極的に相談窓口の啓発を頑張って実施してほしい。	窓口の周知については、相談カードのほか、セミナー実施時にリーフレットを配布するなど、様々な機会での周知・啓発に努めてまいります。	
36	困難な人への支援。女性に限らず、多くの人を対象にすることは大変だと思うが、計画の上で範囲を限定してしまうより、いい方向ではないだろうか。書いてないからやらないではいつまで経っても支援は 拡がらない。	宇治市男女生き生きまちづくり条例の基本理念に基づき、「真の男女平等」を目指し、関係部署・関係機関・民間団体と連携し、困難な状況を抱えた人への切れ目のない包括的な支援に努めてまいります。	

⑦基本方向5「協働による男女生き生きまちづくりの推進」について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
37	地域防災について 大きな地震や水害がある、ニュースを見るたびに準備をしなければと思うが、やはり避難所での生活には不安がある。 女性や子どもが性被害などにあわないことは当然だが、ストレスを感じない避難所運営に事前に取り組むことの大切さを計画の中で強調してもいいのではと思った。	第6次UJIあさぎりプランでは、「男女共同参画の視点に立った避難所運営」とし、平常時からの取組の重要性を記載しております。	
38	P44第2章「基本方向5 計画課題（14）」 計画課題（14）市民等の協働の推進、現状と課題 地域活動に参加する際に支障となる項で、所属する団体に於いての問題の件で、健康・体力に自信がない事、全体で31.1%（女性で32.6%）と最も多く加齢によって参加者が少ない点、実際に直面しているのは、役員の成り手が少なくなった事、体力への悩み、この地域だけでなく、京都府内に於いても深刻な問題になっている。 今、若者の参画が少なく（育児、仕事の為）10年前から課題になってきた。一年に一度のエンパワーメントセミナーに於いても以前は300名程だったが今の参加者は半分に。会員数も2,500人いたが、1,000人に満たない状態に。いろいろな積極的な行事や活動が進められる中で、深刻な課題となっている団体がある。	各団体の活動については、主体的な取組への支援のほか、男女共同参画支援センター関係団体同士の交流を図るなど、市民活動の推進に取り組んでまいります。	
39	市民協働の充実、昔は町内会や自治会がもっと活発に活動していた。入る人も入らない人もずっと関わられる地域作りを他部署と連携して進めてほしい。	同上	

⑧目標値・指標値について

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
40	P53第3章「4 計画の推進にかかる目標値・指標値」 昭和初期生まれの自身としては、総ての生活環境が「男女共同」どころか「男尊女卑」の時代であったことを思うと、現況、隔世の感があるが、世界規模で見ると劣等国と言える程遅れている。 第6次UJIあさぎりプラン（初案）第3章4に示されている通り、実体としては随分遅れている現状に気づき、長い間浸みついた感覚はなかなか消えないことに驚いている。	固定的な性別イメージの解消にむけて、各世代に応じた啓発活動に努めてまいります。	有
41	P53第3章「4 計画の推進にかかる目標値・指標値」 4 計画の推進にかかる目標値・指標値基本方向2本市管理監督者への女性職員の登用割合 「現状値 21.9%」と記載されているが、14ページの「③ 市職員における女性管理職割合の推移では11.6%」とグラフに記載されているが、この差は何か。	管理監督者については、管理職には含まれない係長級の職員数が含まれていることから、女性管理職の割合と比べて高い数値となっております。	
42	P53第3章「4 計画の推進にかかる目標値・指標値」 市管理監督者への女性職員の登用割合が目標値に達していないとのことであるならば、具体的施策（市職員における女性登用の推進）について、現状のままとするのではなく、何かしら工夫等が必要ではないか。	次期宇治市次世代育成支援特定事業主行動計画及び宇治市女性活躍推進特定事業主行動計画で新たな目標等を設定する予定であり、具体的施策25についても修正いたしました。	有
43	P53第3章「4 計画の推進にかかる目標値・指標値」 52・53ページの目標値について、男性職員の育児休業取得率は目標を達成しているのに、30%なのはなぜか。	次期宇治市次世代育成支援特定事業主行動計画及び宇治市女性活躍推進特定事業主行動計画で改めて設定する予定であり、最終案では新たな目標値を記載いたしました。	有

⑨図・グラフについて

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
44	P 4 第 1 章「計画の策定にあたって」 計画の位置づけ概念図 「努力義務」を明示するのであれば、3 ページの「2 計画の位置づけ 第 2 段落」に追記し、図を簡潔にするため、「国の関連法」枠内の「の努力義務」の字句を削除すべき。	ご意見として承りましたが、概念図レイアウトとページの余白等を検討し、最終案への記載は見送ります。	
45	P 4 第 1 章「計画の策定にあたって」 計画の位置づけ概念図 国、京都府及び宇治市の計画の関係性を明確にするため、最下段に「京都府男女行動参画計画」が記載されているが、DV防止法、女性活躍推進法及び困難女性支援法に基づく京都府の計画を追記すべき。		
46	P 4 第 1 章「計画の策定にあたって」 計画の位置づけ概念図 国、京都府及び宇治市の計画の関係性を明確にするため、最下段に「男女共同参画基本計画」が記載されているが、DV防止法、女性活躍推進法及び困難女性支援法に基づく国の基本計画及び基本方針を追記すべき。		
47	P 18 第 1 章「7 本市における男女共同参画の現状」 ②宇治市男女共同参画支援センターにおける相談の状況 解りやすくするため表での表記のみならず、他の項目と同様に簡潔な説明を追記すべき。	いただいたご意見を踏まえ、宇治市男女共同参画支援センターにおける相談状況に関する説明文を追記いたしました。	有
48	P 18 第 1 章「7 本市における男女共同参画の現状」 13ページからの現状でグラフとその分析を記載されている。18ページの相談状況だけ、表のみの記載となっている。せっかく過去からの件数を載せているだから、それに対する分析があったほうがわかりやすくなると思う。		

⑩その他

No.	意見の内容	宇治市の回答・考え方	修正
49	オンラインで回答できるのはいいことだと思う。	いただいたご意見を踏まえ、今後の計画期間内で実施する市民アンケートや講座参加申込の受付においても、WEBフォームからの受付を実施してまいります。	
50	こういった意見をパソコンから直接送れば、市民からの意見を取り入れやすくなるのではないだろうか。		